

杉戸町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する特約条項

本契約においては、下記の条項を特約条項として追加するものとする。

(労働環境申告書等の提出)

第1条 受注者は、本契約に係る労働環境に関し、杉戸町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する試行要綱（以下「要綱」という。）に基づき、町が指定する労働環境申告書(様式第1号)及び労働者配置計画書(様式第2号。工事請負契約の場合に限る。)を契約締結後速やかに提出するものとする。労働者配置計画書について、下請けの従事者等が未確定である場合は、提出が可能となり次第、速やかに提出するものとする。

2 労働者配置計画書の提出にあたり、労働賃金確認の対象は、元請、下請にかかわらず、本契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51業種に該当する者に対する労働賃金とする。記入する労働賃金は、職種ごとに、元請及び全ての下請それぞれにおいて、最低賃金となる労働者の労働賃金とする。

(労働環境の調査)

第2条 発注者は、要綱第4条に規定する労働環境申告書等の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する者からの聞き取りその他労働環境の確認に必要な調査を行うことができる。

(改善の指示等)

第3条 発注者は、調査の結果、本契約の履行に従事する者の労働環境が不適切であると認められる場合には、受注者に対し、労働環境の改善を指示することができる。

2 受注者は、前項の指示があった場合には、当該指示により行った労働環境の改善内容を記載した労働環境申告書等を発注者に提出しなければならない。

(指名停止等の措置等)

第4条 発注者は、次に掲げる場合においては、受注者に対し、指名停止の措置等、必要な措置を講じることができる。

- (1) 労働環境の改善の指示に対する労働環境申告書等の提出を怠った場合
- (2) 労働環境申告書等の内容に虚偽があった場合
- (3) 特別の事情がなく、提出された労働環境申告書等の内容に改善点が見受けられない場合